

り方がどうも相当批判がありますので、一応検討いたしておきます。これもおそろく近いうちに結論が出ると思ひますので、その結論に基づいて首都圏整備委員会も改組なりその他の適当な処置を講じたい、こういう考えであります。その際にやはり東京と同様に大阪のほうも同じような範にならうて改めていきたい、そうして両壁にしたいという考え方でおるわけでありませう。しからば、いずれ改めるならば、現在の首都圏と同じようにしたらいいじゃないかというお話もございませう。政府のほうの行政的な考えから申しますと、むしろ身近なすつかりした姿にしておいて仕事をしたほうがしやすくはないかという意見もございまして、一応このほうでやってみよう、その上でいま申し上げたような結論も出ましようから、そうしたら両方とも同じような形において一般の住民が希望されるような組織がえをしていこう、こういうような考え方でございませう。決していまのものが万全だとも思つておりませぬし、このままで拘束しようという考えはさらにありません。また東京をよくして近畿のほうをだらしのないものにしてしまふという気もなないわけでありまして、東京同様の取り扱いをしよう、閣議におきましても、こういうやり方はほかに伝播いたしませんように東京と大阪に限るのだから、ほかのほうはまた違つた考え方で考へる。少なくともこうした大じかきな仕事は東京と大阪、首都と近畿であるというぐあいな申し合わせもついでにおりまして、決して差別的扱いをしようとは考へておりませぬ。

法律上どういふ關係があるかというよりなことは、法律の担当のほうから説明をさせていただきたいと思ひます。いま法制局を呼ぶほうですから、それはあとにしておいていただきたいと思ひます。

○宇野委員 ただいまの長官の御答弁は了としたかと思ひます。

首都圏の場合の委員長は國務大臣、近畿圏の本部長も國務大臣、ともに國務大臣でございませうが、首都圏の場合には、たしか建設大臣もあるいは行管長官もその委員長になられたというところもありませうが、ただいまの近畿圏の整備本部長には、この法律が通りました際には何大臣を充てるというふうにお考へであるか、もしおわかりであればこの際お示しを願ひたいと思ひます。

○徳安政府委員 これは総理が決定されることとございまして、私どもにはまだお漏らしがございませぬが、法案が通りましたら、遅滞なく主管大臣を決定いたしまして、発足いたしたいと思ひます。

○宇野委員 ではひとつ、この近畿圏整備計画に基づきましてお尋ねをしておきたいと思ひます。この法案によりますと、大体既成都市とを併せて近郊整備区域、都市開発区域並びに保全区域の四つに分かれるわけとございませう。こまかいようなこととございませうが、総括してお尋ねいたしますので、答弁のほうも総括して簡単に回答願ひたいと思ひます。第二条で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域（政令で定める区域を除く。）と書いておられますが、政

令で除くという字並びに具体性、具体的にどういふことか、これをお示し願ひたい。第三項の「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、」そしてその最後の「政令で定めるもの」というものについて、大体今日想定されるものの範囲をお示し願ひたい。並びに「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、「近郊で」ということを書いておられますが、大体近郊とはどの範囲をお示しになるのか。第五項の「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域、この規模をお示し願ひたいと思ひます。

○徳安政府委員 ただいまの御質問の各件につきましては、大体案のあるものもございませうし、これから考へるべきものもあろうかと思ひます。それぞれの際関係事務当局から御説明いたさせませう。

○松永(勇)政府委員 お答えいたしました。近畿圏とはこの法二条に書いてある地域を申し上げますが、「政令で定める区域を除く」というのは、近畿圏と経済的その他一体として取り扱ひものを近畿圏として扱つていきたい。したがつて、この中から近畿圏として除いてもいいんじゃないかというふうな趣旨で書いてございまして、まだ具体的ににはきまつておりませぬが、たとえば福井県につきましては、従来若狭の国は近畿圏と経済的その他で非常に密接であるという点から、これは近畿圏に入れるという点から、これは三重県につき

まして若干の検討を進めておるところとございませう。次に、第三項の「政令で定めるもの」というのは、目下検討いたしておりますが、大阪、神戸、京都に非常に近い、またそれと接続する都市というところで、常識的には尼崎、西宮、そういふところを一応検討いたしておる次第でございませう。

次に、近郊整備区域というところでも、たとえば宝塚とか、その他もいろいろいろいろな点を検討いたしておる次第でございませう。都市開発地域としてはどういふものを指定するかというのも、非常にいま検討しておるところでございますが、たとえば兵庫県の播磨地区とか和歌山県の北部の地区、それから滋賀県の湖南地区、各県それぞれございませうが、そういうふうな地点を目下検討いたしておられます。

○宇野委員 大体整備法といたしましては、このような区分が妥当だらうと思ひます。そこでいま御答弁を承りました都市開発区域に關して、もう少し突っ込んでお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

要は、この近畿圏整備法というのには、片方においては整備をなし、片方においては開発を同時に並行して推進していくという意味があつて初めて近畿圏整備法というものが確立されるように私は確信いたしておられます。したがつて、都市開発区域というものに關しては、都市開発区域といふものに関し、私もどうもいたしまして非常に關心を抱いておるのでありますが、いまの御答弁によりますと、大体都市開発区域の規模として、また予想されるべき地域として和歌山の北中部ですか、それと滋賀県の東南並びに兵庫

の播磨。私はもう一つあると思ひます。奈良の大和地区。この四地区は、ただいま新産業都市の指定を申請しておられます。したがつて、法律の解釈から申し上げますならば、近畿圏整備法に基づき都市開発区域の指定を受けても、なおかつそれにダブつて新産業都市の指定を受けられるというのが私の考へであります。この考へに誤りはないかどうか。ひとつ総務長官、また企画庁の大來さんから願ひたいと思ひます。

○徳安政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。これは経済企画庁が主役ださうでありますから、それから御答弁申し上げたほうがきつめて適切な御答弁ができるかと思ひます。この問題につきましては、私どもも皆さんの意のあるところを十二分に了解しながら原案をつくつたわけとございませうけれども、しかし、ものによりましては隔靴掻痒の感があるかもしれません。むしろ私のほうの場合によりましては受け身のものもございまして、これは三党話し合ひの結果の次第もあつて、できた法案でございませうから、その趣旨に沿つてできるだけ動くようには考へております。いま申し上げましたように、足らない点もあらうかと思ひますが、各所管のほうからそれぞれ御答弁申し上げます。なお足らない点、あるいはこうしなればいけないじゃないか、こうしようというふうな御注文がございまして、それを承りまして、私どものほうでできるだけ御趣旨に沿うようにならうと思ひます。

○大來政府委員 ただいま御質問の点につきましては、各近畿府県から四つ

備法実施後における地方債の問題でございすが、なるほど本年度地方財政計画の中に四百二十九億の地方開発事業債を計上いたしております。これは宇野委員がお述べになりましたように、もちろん新産業都市に重点的に配分するものではございますが、そのほかの地区にも配分するというものでございまして、かりに新産業都市の指定に漏れた地区におきましても、地域開発事業債は発行されるというふうに御了解願つて差しつかえございません。

また近畿圏整備法実施に伴う地方交付税の優遇措置その他に關しましては、先ほど大來局長が答弁されましたように、新産業都市の指定が今日まだベディングの問題でありますので、この決定をみました上で自治省としてもいろいろ検討することだけは言明して差しつかえないと思ひます。われわれとしては、近畿圏整備法の第一条にうたつてありますこの立法趣旨からしまして、できるだけ、この法律が通過いたしました既におきましては、十分ひとつ立案者の趣旨を体しまして、自治省としましては優遇措置を考えた、い、かようにお答え申し上げておきます。

○正示委員 関連して。時間がありませんから簡単にひとつ総務長官と大來局長に一同ずつお伺ひいたします。

御承知のように、今回の近畿圏整備法案は、タイトルは整備となつておりますが、首都圏整備と北海道開発、この整備と開発の両面を含んでおるといふことは、立案の過程においてしばしば強調された点であり、またこの法案の中にもはつきり出ておると思ひるのであります。これに関連いたしまして、

ただいま宇野委員から新産業都市の指定との關係が明らかにされたのであります。私は特にこの際はつきりとも一度念を押しておきたいと思ひのであります。すなわち、いま申し上げたような趣旨におきまして同じ近畿圏の中に整備地区と開発地区というものがはつきり出ておるわけでありまして、しかも新産業都市の指定におきまして臨海開発地区というものが重要視されておることは、あらためて申し上げるまでもないのであります。先ほど来、まず大來局長からは、法律上重複することを妨げるものでないということでありまして、私はそれは非常に消極的であると思ひのであります。明らかに整備、開発という両地区があることを法律は認めておるのであります。しかも臨海工業地帯は数多くあるのでありますから、この際大來局長にはさういふ単なる消極的な答弁でなくて、近畿圏の中にもりっぱに新産業都市として指定されるべき地区があると思ひたいことをこの際一言述べていただきたいことが第一。

次に、総務長官には將來第十三条によりましていわゆる都市開発区域については別に法律で定める、こうなつておられますが、この法律で定める場合、これはむしろ最終的には国会がきめることであると思ひますが、今日提案者としての政府の意図は、これは新産業都市の指定に劣るものではない、現実的に決して新産業都市の指定よりも不利になるものではないということをお考えになつておるかどうか。これは当然であると思ひのであります。この点を押しておきたいということと、万一ここに新産業都市の指定を受

けた地域と都市開発区域との間に、相互に若干の相違があるような場合には、私は当然これはより有利なほうに均整すべきであると思ひのであります。この点は提案者を代表しておられる総務長官からその趣旨についての確認、御答弁をいただきたい、この二点を関連してお伺ひいたします。

○徳安政府委員 法第十三条の規定に基づきます法律につきましては、いま事務当局で案を練つておるようでございますので、審議室長から内容を御説明申し上げたいと思ひます。

○松永(参)政府委員 先ほど来問題になつております地方税の減免措置に対する地方交付税上の補てんの措置の問題、それから企業債については特に規定を設けていないという点、その他近畿圏にある開発を要する都市という点、この点につきましては関係各省とも近畿圏整備法の趣旨を体して十分に開発の目的が達し得るよう行政上の措置を講じたいと考えております。この法第十三条に基づく法律制定の際には、もちろんさういふ観点から十分に検討したいと思つております。

○大來政府委員 ただいま御質問の点につきましましては、ひとり近畿圏のみならず全国全般につきましまして、いまの段階で絶対に適當である、あるいは不適當であるということをお申し上げがたいわけでございます。なお、昨年の末の基本方針にございましては、新産業都市の区域の指定は全国総合開発計画にいう開発地域をいうものとするといふ全国総合開発計画にいう開発地域という表現になつておるわけでございます。

その点になりますと、北海道、東北、北陸、中国、四国、九州というものが、全国総合開発計画にいう開発地域という解釈になるわけでありまして、優先するものとするということに先ほど宇野委員の御質問にお答えいたしましたように、ある程度の幅があるんだということを経理並びに企画庁長官が答弁しておられますので、その最後の段階におきまして、御趣旨の点に對するお答えがきまるんじゃないかと、いふふうに考えておる次第でございます。

○正示委員 いまお三方の答への中に非常に含審のあるものがあつたと私は思ひのであります。この機会にあまり攻め立てますと逆効果になりますので、この含審に全面的に信頼いたしまして、私の関連質問を終わります。何ぶんよろしくお願ひいたします。

○宇野委員 いまの新産業都市に關してもう一点だけお尋ねいたしておきます。いま松永審議室長のお話によつて、税並びに財政上の特別措置、それに伴う地方交付税の特別措置はいずれ十三條あるいは十五條等の別に定める法律、いわゆる付属法において十分に考慮するといふお答えがありましたので、私は一応了とするものであります。

○宇野委員 低開発は昨年七十カ所でありましたが、本年度第二次あります。○大來政府委員 これは第二次指定をいたす準備を目下やつておるわけでございます。

○宇野委員 新産に關しましては、法律においては第二次だとか第三次だとか、全国に十カ所、二十カ所、三十カ所というようにふくれることがいろいろ悪いかということ、国会の良識として考へることがありますが、一応本年度は十カ所、相当期間を置かざる以上さういふような配慮がなされないのであるといふいまの大來さんの御答弁であります。それから、それだけ都市開発区域というのに対して新産と同様のウエイトを持たすことが必要でございますから、今後一そり総理府におかれまして、この点を重要視していただきたいと思ひます。

そこで、最後に質問をいたしたいと思ひますが、いざ十三條並びに十五條によりまして、近郊整備区域あるいは都市開発区域等については別の法律をつくる、こう書かれておられますし、工場、学校等の制限区域につきましても別の法律をつくらなければならな

い、こういふふうで書かれております。ところが、首都圏の場合を考へますと、首都圏整備法が生まれたのが昭和三十一年四月、その付属法である市街地開発区域整備法が生まれたのが昭和三十三年、並びに工業等の制限に関する法律が生まれたのが昭和三十四年といつた調子で——当時の事情と今日の事情とは違ひましようけれども、付属法が誕生するまでに相当の期間が置かれておる。そういうことであつては、いま私たちが申した質問の趣旨は生かされませんから、この点はこの別法律で定めると書いてあるが、すでにこの法律をいろいろと検討なさつておる段階にあるのか、この予測に關しまして御答弁を賜りたいと思ひます。

並びに第十四条には、御承知のようにならぬ保全区域の指定といふことについて書いてありますが、この保全区域といふものは、やはり近畿経済圏といふものが経済、文化の広域化といふことで立法化された以上、非常に大切な問題であると思ひるのであります。したがつて、当然文化財を保存し、緑地を保全し、観光資源を保全し、ということが書かれておりますが、これは企画庁が昨年の十月に決定されました国土総合開発計画をながめてみても、いわゆる観光開発といふことに非常な重点が置かれておるのかかわらず、この保全区域に關してだけは、この法律で別に法律で定めるといふことが約束されておらないんです。もちろんこれはさきに観光基本法が衆議院を通過しておりましたから、だから観光基本法の言ひならば付属法でこういふことも考へるんだとおっしゃるのならば——

まあ所管が違ふかもしれないが——それでけつこうでしようけれども、しかし、やはり近畿に關する保全区域に關しては当然別の付属法といふものを策定準備する必要があると思ひます。この点に關しまして総務長官並びに企画庁の大來さんの御答弁を賜つて私の質問を終わつておきたいと思ひます。

○徳安政府委員 御指摘のような点が過去にあつたとは思ひます。しかし今回の法案は、先ほどから申し上げておりますように三党共同の御発議によつてできましたものでもあり、強い地方の要望にこたへたものでありますから、本法に基本を置く他の法律につきましては、この法案が通りましてから、さつそく着手いたしまして、すみやかに御審議を願ひたいと思ひます。なお、いまの保全区域の問題でございますが、これは他のほうからまた御答弁があると思ひますが、私どもの考へといつたしましては、近畿圏におきましては、当然近畿圏整備計画に織り込まれるものと考へておりますので、この計画に織り込まれた以上は財政的な処置も十分考へられるわけでありまして、別に法律は必要ではなからうといふ考へ方ではございません。その他漏れておる点がございまして、関係の当事者から御説明することになります。

○大來政府委員 私どものほうも、ただいま総務長官からの御答弁のとおりであります。

○宇野委員 まあいろいろとお考へがございまして、それから、それはそれなりに今後御検討していただけたらけつこうだと思ひますが、首都圏整備法におきましては、やはり計画法の中では緑地帯を残さなくてはならぬ、いろんなことが書かれておるならば、現実のところはやはり過密地帯にどんどんなつてまいりますと、当然その緑地帯として保存すべきところが住宅地に変わりつつあるといふふうなことがなされておりますので、私はやはり今後時代が変わつてくるならば当然インダストリアル・パークとかハイウエー・パークとか、いまままで近畿圏になつたような新しい新しい保全区域も必要だろつと思ひますから、ひとつ念のため法律をお考へになつたほうがいいんじゃないか、こう考へておられますので、この問題もいづれまた御検討賜つておけけつこうだと思ひます。

以上をもつて質問を終わります。

○岡本隆委員 近畿は一つといふ考へ方に立つて、広域的な見地に立つて近畿をもつて一度再開発して、このうら考へ方でも本法律案が出てまいつたのであります。趣旨には非常に賛成でございます。しかしながら、いろいろな疑問点がありますので、それを明らかにしておきたいと思ひます。

○岡本隆委員 さてその構成が問題になつてくるのであります。従来いろいろな審議会と申しますと、いわば官僚政治の隠れみのといふことがよく使われておりましたが、そういう性格が非常に強かつたのであります。そしてまた今度の近畿圏の審議会と首都圏の審議会と比べてみますと、近畿圏の

○徳安政府委員 これはもちろんその性格にかんがみまして、当然自発的な御意見をさういふふうにお述べになることはあたりまえだと思ひます。

○岡本隆委員 さてその構成が問題になつてくるのであります。従来いろいろな審議会と申しますと、いわば官僚政治の隠れみのといふことがよく使われておりましたが、そういう性格が非常に強かつたのであります。そしてまた今度の近畿圏の審議会と首都圏の審議会と比べてみますと、近畿圏の

る。片一方は、行政委員会が本部となつて弱体化している、さらにまた審議会もその構成が非常に首都圏に比べて弱体化していると思ひます。と申しますのは、まず国会議員がはずされておられます。それから、何と申しますか関係府県の知事及び市長が十一人、三十三人の構成の中で、行政機関の職員が十一人と学識経験者が十一人と、合せて政府の任命する者が二十二人、そして民間から出ておる知事、指定都市の市長が十一人といふふう

に、二十二対十一といふふうな圧倒的に政府の任命する者が三分の二を占めておるといふふうな形に今度の近畿圏ではなつておるのです。ところが首都圏の構成を見ますと、政府の任命する者は行政機関の職員が九名と学識経験者が十三名で、合せて二十二二人なんです。関係府県の知事が八名、それから議会議長が八名といふふうには、住民の代表と見るべき者が十六名と国会議員が六名、合せて、いわゆる民間の選出によつて出てくる者が二十二人と

いふふうには、構成はその二分の一で、一対一の構成になつておるのであります。だから、さういふ意味において、非常に自由な立場に立つて発言する人が減つてきておるのです。片一方は三分の二、片一方は半分半分といふふう

に政府任命が非常にふえてきておるといふところに、私はこの首都圏整備審議会と近畿圏整備審議会とは構成の面でも弱体化している、さういふふうには思ひます。さういふふうには、国会議員をはずされたかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○松永勇政府委員 この審議会の構成につきましては、いろいろ御批判も

からかえようと思ふ。かえようと思ふと、実はその後任に苦慮するのが実情です。建設省関係でも委員会が非常に多い。これはそれぞれの法律によつてできておられますから、やめるわけにいきません。開こうじゃないかというこゝとなれば、開いたつて人が集まらないうる。集まるような人を選ばなければならぬ。委員をつくることもけつこうです。いまのお話のように、あんなのを委員にするな、こんなのを委員にするなということになる、もう出てこないような委員になつて、委員が三分の一ぐらしか集まらないということになる。いまここで総務長官から、この法案についていろいろ修正もあり何もある、政府のほうにおいてもけつこうでございまして、両院の御決定になつたものはその趣旨に賛成をしてその通り実行いたしますから、この際一問一答はめんどうですから、明確に附帯決議でびしとつけておきよければ、その線を守つていきます。どうかひとつそういうことですみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岡本(隆)委員　いま大臣は、途中から入つておられてなんですが、首都圏整備委員会と近畿圏整備委員会との構成の問題で私は議論をしておるのです。首都圏整備委員会では住民代表と見られるものが二十二名、それから政府の任命する者が行政機関の職員と学識経験者と合せて二十二名、一対一の割合になつております。ところが、近畿圏整備委員会の政府原案では、それが二対一の比率になつております。ということは、行政機関の職員が十一名になつておる、事務次官が十一名になつておる、学識経験者が十一名になつておる。それで二十二名です。ところが、民間代表と見られる関係府県の知事と市長たちで十一名です。だから二対一になつておつて、民間の総意というものが非常に盛られにくいものになつてきておる。そこでわれわれのほうからその構成に対してもの言ひをつけまして、学識経験者を六名にしてもいい、五名減らしてもいいわけですが、そうしてそのかわりに関係府県の議會議長十一名と関係市町村の代表、関係市町村の議会の代表というふうな者を四名話し合ひの結果入れてもらふことになりまして、この構成の比率をよほど是正したのです。しかしながら、学識経験者というものは十一名が六名に減つたのでありますが、その六名には、やはり学者であるとかあるいはジャーナリストであるとか、そういうふうな方面についてよく研究しておる権威のある人を入れるべく入れておいて、そうして利害関係の深い人あるいは業界の幹部級はみんな役人上がりじゃないか、そのとおりかもしれません。しかしながら、そのとおりのことが正しいんじゃない。役人がみんなそういうことには天下りに入つていくということでは、これは好ましいことじゃないんです。日本の国の政治が、五十五あるいは五十過ぎになつて、定年近くなつたら、役人をやめて身売りをせんならぬというので、お役人が不安定になつておるのも間違ひであります。そういうふうな天下りを喜んで業界が受け取つて何かに使つてというふうなことも間違ひなんです。これは日本の政財界

の大きな悪弊であり、間違ひであると思ふのです。だけれども、そんなことはここで問題にすべきことじゃありませんが、しかしながら、ともかくにも学識経験者として役人の古い方が入つておられると、たださき事務次官が十一名おつて、残る六人が六人ともそういう人ばかりというのは、おもしろくない。だから、そういう人は除外してもらいたい、こういうことを私はいま希望意見として言つておる。また、そういうふうな方針で臨みたいということを言明しておいてくれ、こういうふうに申しておるわけです。

○河野国務大臣　私もそのお話を先ほど承りました。承つておりましたが、どうもあとで誤解ができるわけじゃないからこゝへ出しゃばつてまいつて答弁したのであります。いまのお話は、先ほどあちらでつぶさに承つておりました。ただ私は、ひそかにおそれますことは、いまの御修正があつた場合には云々ということ、政府のほうも方針をきめておられますからそのとおりでございまして、そういうふうにコンクリートにいたしますと、御承知のとおり東京の場合におきましても、ものの進まないのはどこでひつかかるかというところ、東京都にもが入つたときにひつかかつておられます。各県の代表で出ていらつしゃつた人ほど利益代表はないと思ふ。議長さんが出てきて、広域行政、広域経済でいかなければならぬ。近畿圏の場合にそれぞれ地元の代表が出てまいつて地元の意見を強く主張されたときに、一体どうなるだろうか。それでうまく審議会が運営できるだろうか。みなその議長さんが地元の自分の県を忘れて、そうし

て全近畿圏のために御発言なされれば、けつこうでありますけれども、往々にしてお互い議員商売というものは、どうしても生まれ故郷を忘れられないのはあたりまえであります。したがって、県會議長さんがやはり県のためにあまり立場を主張されるというこゝになつておると、せつかくの近畿圏というものがかえつて支障を来たすようなおそれがあるはせぬだろうかという点もよくこの際、そういうことには絶対ないから選んだということに入ることになります。だから、そのためがあがそれがやられたら、そのためにせつかくの近畿圏も推進に困難を来たす、審議会の議決に困難を来たすというふうなことになる危険も私はあると思ひます。だから、あまりにものをコンクリートにおやりにならぬで、大体これからは多数、少数でものを持つていくという時代じゃだんだんなくなつておられますから、だから、あまりそこをきちつと詰めてしまひますと、ものの動きが悪くなるというふうには私はむしろおそれるのであります。だから、法案の修正も附帯決議程度が一番いいんじゃないか、あまり何で幾ら、かんで幾ら出せというふうになさるゝので、融通性のあるようにしておいたほうが、行政上は実効が上がるのじゃないかと思ひますけれども、政府としては両院で御修正があれば御修正の趣旨に従つてやるというふうなきめておられますから、いかようにも御審議いただいて、要は近畿圏のためにすみやかにこの法を執行して、そうして近畿圏の繁栄に資したいということをお願いいたします。

○岡本(隆)委員　議会議長が出てきたら、地元のことはかり言つておるさいじゃないか、しかしながら、それが民主主義というものです。おのおの立場立場をお互いに言ひ合つて、その中で議論して、その議論の中で正しいものに従つていくことでなければ得心しないと思ふのです。だから、別のところどつときめてきたものをばつとおつかぶつていくと、なるほどものときままりは早いです。しかし、そういう考え方は全体主義の考え方ですから、河野さんみたいな政党政治家をもつて任じておられる方が、党人なんと言われる方が、そういうことを言われるのは私はどうかと思ふのです。だから、そういう考え方に立てば、私はこの審議会というものは、いわば近畿圏の縮小版というふうな形に構成されるのが正しかつたと思ふ。しかし、話し合ひでこういうことになつたのでありますから、これはこれでよろこびますけれども、各県から議会議長を出し、その議会議長の決定に基づいて、その計画、いろいろな立案の内容を各議会議長に検討させて、その検討させた上で十分その各地方の府県の住民に得心をさせて、その上で実施していく、こういうふうな形にならなければいけないんじゃないかと思ふのであります。しかしながら、話し合ひで一応こういう審議会の構成でございまして、ただだいたいと思ふのでございまして、しかし、それについては、私の意見も十分考え合せて運営していただきたいと思ふのです。

それから、その次に、この審議会の意見というものがどの程度尊重される

七

のか、その点についての裏づけがこの
あれにはないのであります。この何を
読みますと、九条の二項に、「近畿圏
整備計画は、内閣総理大臣が、関係府
県、関係指定都市及び審議会の意見を
きくとともに、」こうなっております
で、審議会の意見というものがど
で用いられるかということがあまり明
らかにされておらないのです。だか
ら、この点について総務長官はどうい
うふうにお考えになりますか。この
点、裏づけがないということについて
われわれは危惧を持ったものでござい
ますから……

○徳安政府委員 ただいまの御質問で
ありますが、この条文にありますよう
に、意見を聞いて総理大臣が処置をす
ることになります。その意見を聞き
ます分量を、どうもはかりにかけて何
ほまでやるというわけにもいきませ
んし、答申とか意見を良心的にでき
るだけ尊重するという程度で、これは法律
の用語でもございましょうし、また、
実際問題といたしまして、これははか
りでどの程度までということはおそ
らくだれも答弁ができないのじゃな
いと思ひますが、そういう御意見が
出ましたならば、極力御意見を尊重し
て施策の上に行うのだ。これは政府
を信頼していただくという以外には
かろうかと思ひます。政府もまたそ
ういう気持でやるわけではございま
すから……

營の中でお考えおきを願いたいと思
うのです。

それから、その次には、この法案の
中に、これは開発と整備と並行して行
なわなければならないと思うのでござ
います。しかしながら、後進地域の
開発というところについての配慮が少
欠けておるのではないかと思ふので
私から側面から見ても、阪神の中
で、この法律案の作成の過程の中で
財界から強い要望がある。なるほどこ
れは住民の側からも、これじゃ困ると
いう要望もございます。地盤沈下はし
ていくし、公害はひどくなつていくし
というところで、これは住民の側から
その要望がございまして、財界の要
望がことに強かつたわけでありませ
ん。そこで三党の共同提案で決議案が
出されて、この法律案が生まれる動機
がどうなつたのでございませうかと
思ふ。しかしながら、その経過を見て
おると、法案の作成の間で、自民党の
幹部諸君と大阪の知事との間で話し
合つて、そして法律案をつくつた。わ
れはその間、三党共同提案で決議を
やつたのだから、一緒に作成の過程
でも話し合おうじゃないかというふう
なことを申しました。一顧も顧みない
で原案をつくられた。ところが、原
案がつくられたが、かなり私たちが
から見ると、どうもこんなものでは
配だということ。超党派の修正意見
を出して、今日までの話し合いが結
つたというところで、本法律案がこ
うな作成の過程の中に問題があつた
からだと私は思ふのです。今後この
法律の運営の過程の中で、また阪神
の財界から、いろいろ政府とのなれ
合いで話

し合いができて、その上に立つて阪
神財界中心の計画を策定していく、
それをまた近畿圏全体に押しつけて
くる、こういうふうなことであると、
後進地域の住民としてはちよつとご
めんごめんというふうなところにな
つて、紛争の種になつてくると思
ふ。だから今後の運営の中で、どう
いうふうなことがないか、これは存
じますけれども、この点はつきりこ
の機会に総務長官から示していただ
きたいと思ふ。

○徳安政府委員 ただいまの御質問で
ございしますが、そういうことは、過
去にもございませぬし、また、将来
もそういうことは断じていたさない
つもりでございします。

なお、先ほど第九条第二項に對し
ます、意見を尊重するといふ問題に
對する修正の御意見もございした
が、これも先ほどの審議会の意見と
同様に、与野党の意見が一致して
おる。政府には政府としての意見
もございしたけれども、これも大事
な事項で、与野党一緒にお話
があるならば応ずべきだといふこ
とで、これが修正になりましたら、
院議を尊重するといふ申し合わせ
もございします。どうぞ御心配な
いように願ひたいと思ひます。

つ。さらにまた、保全区域を指定し
よとしておるものは三つであります。
そのほかに既成都市区域というものが
あります。これは政令で定めるとい
うふうなことでございしますが、し
かし、既成都市区域に對しては、こ
れは整備区域をやらなければならない
か、こういう地域であろうと思ひ
ます。ところが、そういうものにつ
いては、既成都市区域といふことは
書かれておつても、既成都市区域
をどうするかということがはつきり
たわれないのでございします。この
既成都市区域といふものはどうい
う基準で指定していかうかとされ
ますか、御意見を伺ひたいと思ひ
ます。

○松永(勇)政府委員 先ほど宇野
先生の御質問に對してお答えした
ところでも、この地域を指定しま
す。政令をきめます際には、もち
ろん審議会の意見を十分聞いてき
めるといふことにならうかと思ひ
ます。ただ、私たちが事務的にた
だいま検討いたしております点で
は、たとえば既成地域で政令で定
める地域としましては、尼崎とか
西宮とか、大体大阪、神戸に準じ
ておられます。そのほか近郊整備
区域としましては、宝塚であるとか
川西とか……(岡本(隆)委員)地名
を聞いておられるのではない、基準
を聞いておられるので、(松永(勇)
委員)この基準といふのは、その
ういふことを考えながら審議会に
對して十分基準を練りたいと思ひ
ます。

でない区域とできてくるのか。たと
えば尼崎市あるいは西宮市という
指定していかれるのか、あるいは、
たとえば京都市、京都市の中でも
既成都市区域になつておるところ
と保全区域に入るであろうと思
はれるところ、それから、何と申
しますか、近郊整備区域ですか、
そういうふうなカテゴリーに入
つておられるのか、都市ごとに規
定されるのか、あるいは、都市の中
でも細分してきめられるのか。そ
の次に、その都市の中でおおよそ
大体どういふふうなところを考
へておられるのか、そういう点を
伺ひたいと思ひます。

○松永(勇)政府委員 都市の中
でも非常に過密地域であるところ
は過密地域として指定する。大阪
の中でもそれぞれ振り分けられる
べきである、かように考へてお
ります。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、
既成都市区域については、一応規
制の方法として、工場、学校の制
限をす、こういうことが法案の中
に出ておられます。ところが、工
場、学校だけではなく、人口の集
中を抑制することは、私は人口の
集中を抑制することは、今日東
京都内なんか見ても、巨大なビル
が建てられておられます。大阪も
またそうなんです。そこにはど
んどん職場に勤めておられる人
がふえてきておられる。だから、
ビルの建築規制といふことをやら
なければ、人口の集中の排除は不
可能だと思ひます。そういうこと
も考へておられますか、そういう
こと、その他といふことが書いて
ございしますから、「工場、学校
その他人口の増大をもたらす原因
となる施設」、こういうふう

どうすればいいか、その構想はいか

というのでありますが、しかし問題

は、これはあまり大き過ぎますので、

私は、そういう概論をきよりはお尋ね

するのではないのであります。それで

既成都市、それから近郊整備地域、そ

れから都市開発地域とこうあるわけ

であります、私がいま申し上げました

ような、まだ法案の当初からまつわ

つているような疑点を晴らすために、

どうかひとつ、その周辺地域の開発と

いうことに、実施の計画にあたっては

十分な配慮をしていただきたい、その

ためには、新産業都市の指定が周辺と

いうことを伝えられておりましたが、そ

の指定にあたっては、考えておくべきこ

とは、人口の過密地域に近接をして、

もし開発地域、それから新産業都市を

指定することがあるならば、これは私

は秩序ある均衡のとれた発展というこ

とにはならぬと思ふ。すなわち、人口

府といたしましては、決して偏重的な

考えを持っておりません。全体にわた

りまして総合的な計画を策定して、そ

の実施を推進する、こういう考え方で

ございまして、また、これに対する

案等も、先ほどからしばしば論議され

ておりますように、整備審議会が十分

な意見を代表するような機関になりま

すから、そういう機関の答申あるいは

意見を尊重いたしまする場合には、い

ま御心配になるようなことは決してな

かろうかと思ひます。政府といたしま

しては、そういう答申や意見に基づき

まして、最大に良心的にそれを尊重し

ていくという考え方でございまして、

どうか御了承承りたいたしたいと思います。

○**辻原委員** 次の点は、この法律を

ずつと読んで、これがどういふ形に実

施されるかというところをいろいろ想定

をしてみると、既成都市はよろしい、

近郊整備地域は指定を受けてよろし

い、都市開発区域もよろしい。ところ

が、同じ近畿圏の中でも、それにも該

当しない地域が実際においてはたたく

んあらわれてくると思ふ。たとえばこ

れは例であります、私が和歌山の出

身だから申し上げるのではなくて、た

とえば和歌山県の開発に關して考えて

みると、現在は四国開発の中に包含せ

られておる。これは一応全地域がきわ

めて平等な形で事業を行なうていくた

てまゝになつておる。ところが、これ

を近畿圏に見た場合には、やはり重点

は既成都市はもちろんである、同時

に、近郊都市はもちろんであり、また

都市開発地域はこれも当然であるが、

一体それと保全地区を除くそれ以外

の地域は何をしてくれるのかという疑

問が起る。一体これは均衡のとれた

発展、総合計画、こういう御点から立

つと、その点については、一体近畿圏

は何の作用をするかというところが問題

である。ないしは近畿圏で作用させな

ければこれは全国総合開発で作用させ

せるのか、あるいは別途法律でそれを

カバーするのか、この辺のところを明

らかにしておかぬと、この近畿圏開発

というものは、きわめて背の高いピラ

ミッドをつくるということになる。し

たがって、この点について、近畿圏整

備法のみならず、その他の法律等との

関係もありますから、関係各省におい

て、こういう具体的な方法でもって、

必ずそれらに該当しない地域について

の開発を行ないますという具体的なも

のを、この機会にひとつお示しをいた

だしておきたいと思ひます。問題の焦

点はおわかりになりましたね。

○**松永(勇)政府委員** 近畿圏は一つで

あるということでの構想がまとま

つてきたわけでございます。しかしなが

ら、近畿圏の中にもそういう過密なと

ころ、あるいは開発を要するところ、

保全を要するところ、そういうところ

が多々あるわけでございます。もちろ

ん国といたしましては、全体としての

均衡ある発展ということを念願とし

て、たとえば、別に新産業都市とか、

あるいは低開発とかいう立法をして

やつていっているわけでございます

が、こういうこの近畿圏の均衡ある発

展を行なうというところは、法律をつ

れば直ちにできるというものではな

く、法律に基づいてつくられる計画、

すなわち、そこに行なわれるところの

実際の計画によつて、その実現が達成

できるであらうと考えております。そ

の計画をつくり出すのは、その審議会

を通じて近畿圏全体の計画をつくつて

いくわけでございますから、そういう

地域はそういう地域としての特徴を生

かしながら、あるいは非常に開発を要

する地域と、そうでない地域と、それ

ぞれの実情に適合した計画をこれから

つくつていかなければならない、か

よりに考えております。

○**辻原委員** これはどういふことにな

りますか。いまいろいろ述べられた一

般的なことは私もわかる。ところが、

実際問題を考えると、これは開発とい

ふことでもあります。整備というこ

であれば、実際のことを考える。そう

すると必ずそれぞれの地域の指定をし

て計画に入るわけでしょう。地域の指

定を行なつて計画に入る、あるいはま

た、整備計画を立案して地域の指定

をする、そういう場合もありますね。

時間の節約上首を振つてください。そ

うですな。——その場合に、私の言

うのは、たとえば一つの都道府県にお

いて、もし既成都市それから近郊地域

は、一応別として、新しく都市開発を

やるという場合に、一府県に対してそ

ういふ具体的な計画が二ないし三まで

行ない得るかどうかということ、そ

ういふところまで構想を上げておるか

どうか、これは具体的に申し上げ

らば一都道府県内にそういうものがかり

に一つくらいだ、近畿圏において考

えられるのは一つくらいだということ

になると、その他ははつておかれるの

ですから、それでしよう。必要に応じ

て三か四までやりますということであ

るならば、一応理論的に説明としては

大体均衡のとれた発展ができるであ

らうということを考える。一都道府県

内にたどれば都市開発区域の指定とい

うのは一体どの範囲——必要とあれば、

たとえば現在は都市の形態をなして

おらぬけれども、開発すれば都市の形

態になり得る、そういうところをも構

想の中に入れて開発を行なうのだとい

う点まで、近畿圏としては意気込んで

おるかどうか、その点をひとつ明確に

しておいていただきたい。

○**松永(勇)政府委員** 計画をつくるに

あたつて、もちろんこの法律に定めら

れております開発区域あるいは保全区

域とかを指定することにならうと思

ひます。しかしながら、近畿圏の計画

をつくる際には、その指定した地域

という計画ではなくて、たとえば、お

そらくは具体的には審議会を通じて計

画を構立することにならうかと思ひ

ます、河川あるいは道路、そういう

な面をとりまして、これは都市だけ

ですと都市の街路だけで計画は終

るわけでございます。しかし、都市と

都市を結ぶ道路の計画というよりな

ことも当然必要になってくるわけ

でございます。そういう計画は、ただ

その特定の地域だけで、ほか全部

はつておられるというふうな計画

にはならないだ

らうと思つておりますが、審議会

を通じまして、その点は十分検討

いたして思つております。

○**辻原委員** 私のお尋ねしてお

るのはきわめて具体的に聞いてお

るのであります。どこごと

かというのを聞いてお

るのじゃなくて、将来われわれが設

計図を考へる場合に、どうい

うことにな

るだろうか、それから、法律を審

議する資格はないのです。そ

ういふ意

味で、一都道府県内に

そういう都市開

発区域を複数できめるとい

う構想がな

○阪上委員 大体わかかってきました。その点にはつきりしておいてください。過去における例がそうであるからといって、やはりこういつた審議会というような性格は、やはり団体として参加していくんだというたてまえをおいていただく。団体ということになれば、機関も入ってくるだろうし、それから審議会の代表というものも入ってくるだろう、こういうかっこうになつてくるわけでありませう。そういう考え方がいまままでなくして、そうしてどちらかというところ、政府のこういつた審議会等を設ける場合に、首都圏の場合でも同様問題がある。こういうことがあり得るのですから、もう少し地方自治に徹底したところのものを考え方というものを保持していただかぬと、何だかんだと言われて、結局は中央集権的な制度であるとか、官治行政であるとか、こういうことを言われがちであるから、そういう点について明確なものを持つておいていただきたい。これは私は希望だけしておきます。

それから、この制度全体として見たときに、これはもちろん総合行政的な、広域行政的な制度であると思はるのですが、広域行政制度として、その方法として考えられるのは、現行実定法上から考えると、一つ共同処理方式というものがござります。御承知のように、たとえば一部事務組合とか協議会とか自治法上にもある。しかしながら、この広域行政制度というものは、そういう実定法上の広域行政制度としてはつきりした性格はまだ性格づけられていない、これもわかりません。ところが、最近いま一つの広域行政制度の考え方として、そういう共同処理方式によらずして、合併方式によつていこうという考え方が多分にあつたらぬから出てきておる、こういうことなんでしょう。今度、この近畿圏整備につきましても、お互いいろいろと頭をひねつておられます段階において、京都、滋賀の合併論であるとおいて、あるいはまた、大阪、奈良、和歌山の合併論というよりも、実は、和歌山、奈良、大阪、京都、和歌山、奈良の意向等によつてアドバルーンが上げられておる。これに対して、政府のある向きでは、盛んにこれを称賛いたしまして、その方向へ持つていくためには、現行の地方交付税法等の立場も考えずして、そうして、たとえこれが不交付団体になつたとしても、これに交付税をつけてやるのだという、こういうことを言い切つて、盛んにこれを強調している向きもある。自治省自体の考え方を聞いてみると、そういう考え方はない、こういうことなんでしょうが、いま近畿圏整備法がまことに成立、通過しようとしている段階で、依然としてそういう合併方式というものが近畿圏の中で頭の中にあるというところでは、非常に将来の結果、将来の近畿圏整備を促進していくという、近畿圏整備法の精神からはなはだしく逸脱して、そうして熱意も欠けてしまつて、各県の協力体制というものでき上がらぬという結果になつてくる。この点について総務長官はどおりいうふうにお考えになつておるか、これを明らかにしていただきたいと思ひます。

○徳安政府委員 いまの問題につきまして、新聞紙上にいろいろな談話が発表されておることも承知はいたしております。政府としては、もちろんお互いに話し合いがついて、自主的にこうしようじゃないかということではございませぬ、あえてこれを阻止するようないふことも考えてはいないと思ひますが、さりとて現段階におきまして、しゃにむにかつての市町村の合併のようには推進する、早くやれというふうな処置でないことは御承知のとおりでございます。

○阪上委員 和歌山県知事に言わせますと、そういう三県合併すら考えていないのだ、本来ならば和歌山と大阪とくつつけはそれでいいのだ、こういうようなことを言つておる。これに対して大阪府知事は、二県だけの合併ではこれは意味がないだろう、もしやることするならば、奈良県を入れたらよからうというふうなことを言つておる。一体、その考え方は何だということをお互いに言ひたい。大阪と和歌山は合併してあつたらぬか、そういうふうな勘ぐられるようなことをやるというところ、何かこれでは近畿圏整備法をつくつてみたとしても、一体各府県の歩調というものがそろわぬじゃないですか、そういうものを考え方で進められると、これは大阪と和歌山の問題だけではありませぬ。京都、滋賀の問題も、私は同様なことが言えると思ふ。こういう点について、いま法律上のたてまえとか、地方自治の本旨から言ふならば、それを阻止したり、それを無理やりに強行したりすることはできない。したがつて、住民の意思によるのであることは明らかでありますけれども、政府みずからの中の間接が現地に出張つて歩いて、平気でそういうことを放言して歩いておる、こういうことなんでしょう。この点について

は、厳にそういうことのないように、全く住民の意思に基づいてやる合併であるなら行かたがたいとするならば、やはり成り行きにまかして、当面この近畿圏整備に全力を集中して、あつていくという方向へ進まなければ、何のために法案を通すかわからぬ。ですから、そういう点については、十二分にひとつ反省してもらいたい、こう思ふのです。これは時間ありませんから、この程度にとどめておきます。

それから、これは広域行政の背景でありますけれども、はつきり言ひました、最近におけるところの地域間の所得格差の問題であるとか、過大都市に對するところの人口と産業の集中を排除しようというところの考え方、そういうものがあります、そういう地域開発に基づくところの広域行政、総合行政の一つの制度である、こういうふうなわれわれは理解するわけですが、その場合、雇用の安定というよりな面を新産業都市等においても修正として加えていたのであります。この場合、ここでは地域における雇用の安定というよりな面の考え方というものはないので。

○松永(男)政府委員 労働の安定というよりな問題も、当然として、政府として考えるべき問題でございませぬ、本法の八条第二項には、「基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置」その他いろいろのことを定めるというふうに規定しておりまして、十分そういう点に配慮することにはいたしております。

○阪上委員 先を急ぎます。

そこで、先ほどから社原委員からも質問がありました、この近畿圏の整備をどういふふうに進めたいか、この問題なんです。その点について具体的にさらにこまかく説明しようとしても、今の段階じゃできないでしよう。しかし、大まかなものは持つておられていふと思ひます。たとえば、全国総合プランニングによりまして、少なくともあの中では拠点開発方式をとつておる。しかも、その内容が三拠点開発方式である。しかも、その進め方は、遠心的な方向に進めていく、こういうふうになつておるわけなんです。三拠点といふのは、大、中、小があるわけなんです。ここで近畿圏整備開発の進め方として、あの全国総合開発プランニングの開発方式というものを適用してやつていくのか、いかにいか、この点についてひとつ明確な御答をいただいております。

○松永(男)政府委員 実際のこの計画の決定については、先ほど説明しておりますように、審議会の議を経て定める予定でございませぬ、基本構想は、この法案にもその一端が出ておりますように、四つの整備区域を定めてやつていく、その整備の進め方については、それぞれの事業計画というものを定めていくわけでございますが、その際に全国総合開発計画の手法を取り入れて進めていきたいというふうな考へておられます。

○阪上委員 新産業都市との関連で先ほどからも質問がありましたので、省略いたしますけれども、そうしますと、近畿圏内の開発は、主として基幹産業を主体とするところの大拠点開発、内陸とは必ずしも言えませぬけれども

ども、主として内陸、そうして軽工業等を中心としたところの中拠点、さらに農山漁村等を含めましたところの、その地場産業を中心としたところの、あるいは第一次産業に付随する加工業といいますが、そういうものを含めた小拠点、そういうものを同時に開発していこうという考え方を持っておられるかどうか、このことをさらにお聞きいたします。

○徳安府委員 そのとおりでございます。

○阪上委員 簡単に御答弁いただきましたので、ひとつ強く要望いたしておきたいと思っております。

どうも速心的にやられて、大拠点が、あるいは新産業都市の指定が、近畿圏の中で一部にあるかもしれませんが、そうした大拠点だけに重点を置いていき、しかも全国総合開発のように速心的に、それが終わったならば次の内陸方面の拠点を手をかけるのだ、十年たつたらまた小拠点に持つていくのだというようなことでは、地域間の格差は是正されません。そういう意味でも、うおわかりだと思っておりますけれども、近畿圏の場合は同時開発をやつていくのだというところは間違いないですね、そういう考え方で計画等が進められるべきだ、これは間違いないですね。

○徳安府委員 先ほどお話ししたように、委員会でもできますから、その委員会等の御審議の経過等も考えて、その答申、意見等に重点を置いて、これを尊重しながら施策を行なうわけでありまして、その程度で御了解をお願いいたします。

○阪上委員 地域開発関係の法律の中には、その開発建設等を実施していく

実施団体というものがつくられておる。この場合、われわれの考えておるのとは、実施団体は国であり、同時に関係地方公共団体であるということがいえると思っております。しかしながら、その他の法律では開発公団等の考え方というものが出ておる。これにはそれが正しい。そこで、先ほど問題となつておりました地域開発事業団との関係です。一体、実施団体としてそういうものを十二分に活用していく考え方を持っておられるかどうか。それともほかの方式を考えておられるのか、どうですか。

○徳安府委員 お話のとおりでございます。いまして、それをできるだけ活用する考えであります。

○阪上委員 その場合に、公社、公団と事業団との関係はどういうふうにお考えになっておられますか。

○松永勇政府委員 それぞれ行ないます事業に最もふさわしい機関がこれを行なうわけでありまして、国は国で直轄をもつて行なうものもあるし、また、県は県で行なうものもある。それから、県の事業団、また国は、たとえば阪神高速道路公団、その他住宅公団、そういう国の機関を使うものもございしますが、それぞれ最もその事業を実施するにふさわしい機関をして実施させるという考えであります。

○阪上委員 それはわかっているのです。国の中央の公団、公社の問題はわかっております。私がいま聞いたのは、中央公社と地方の事業団との関係はどうなるのかということ、もつと導き出せば、どっちが好ましいのか、依然としてやはり建設省は公社、

公団方式を盛んに主張するのだが、その点はどうですか。

この間の地方自治法の一部改正の場合に、附帯決議がついておつて、事業団の場合に、できるだけ公社、公団を事業団に吸収すべきであるということになっておるのです。全然地方自治体の監督権の及ばないような公社、公団では、住民との間の遊離があるからというところでもつて、これはまだ多少中途はんばでありますけれども、事業団という方式がとられてきた。その場合に、いま開発の問題にぶつかるときに、中央公社、公団の問題が実際問題として出てくるでしょう。いままであるのはしかたがありませんが、そういう事業団に吸収する意図がありますかどうか、これを伺つておきます。

○徳安府委員 先ほど申し上げましたように、事業団の制度をできるだけ活用したいという趣旨でおるわけでございますが、ただいまのお話のようなものをこの事業団に吸収するかどうかというところにつきましては、私どもまだ研究しておりませんので、あるいは研究が足らなかつたかと思つて、建設省の諸君もいまいまいようでありまして、もし必要でございまして、またあとから当該省のほうから意見を聞きましてお答えするようにいたしたいと思います。

○阪上委員 それじゃひとつ十分研究してください。

最後に、財源確保の問題なんですけれども、この点は今先ほどから十二分に取り上げられておりますので質問いたしません。大体どういう近畿圏整備という構想を持ち、そこで他のいろいろな開発関係の法律を見まし

ても、財源確保について非常に不確かな、国は確保するようにつとめるものとするというような程度のもので終つてしまつておられます。

そこで、私お聞きしたいのですが、一体これは何年計画でどのくらい必要財源をぶつけていくつもりなんですか。こまかいことは、おそらく基本計画ができ、いろいろ検討されると思つたとしても、どのくらいぶつけるつもりですか。

○徳安府委員 これは最も重大な問題でございますが、現在ではまだ実はそこまで積算をいたしておりませんが、どの程度の金を入れられたらどの程度に目的を達し得るかという詳細な数字を、いまだ政府は持ち合わせておりません。そこで、できるだけすみやかに本部を発足させまして、さつそく関係の各県とも連絡をとり、あらゆる機能を發揮いたしましたして、一つの目標を立てて、それに基づいて所要資金等の想定はかり、そうして目的に向かつて推進したいという考えでございまして、本日、総資金がどの程度に要つて、どういふ計画だということが、詳しく申し上げられないことは残念でございますけれども、これはいましばらくお待ちをいただきたいと思つた。

○阪上委員 申し上げるまでもなく、所得増進計画の際における工業立地小委員会が出した全国総合開発のプランニングの中に所要経費の見つてもいろいろものがあるはずなんです。私、数字をはつきり覚えておりませんが、数字は、たしか十六兆三千億円だったかと思つた。これを近畿圏に当てはめて

も、財源確保について非常に不確かな、国は確保するようにつとめるものとするというような程度のもので終つてしまつておられます。

がそこから出てくるんじゃないかという気がいたします。しかしながら、それは開発だけです。それ以上——整備も開発と同様な扱い方をしていくということになれば、それは倍額になるかどうか知りませんが、それも、それ相応のものがプラスアルファされる、こういうことだと思つたのであります。しかしながら、これを進めていかれる場合に、この法律案を出されるのなら、そのくらいの計画は概略お持ちにならないといけないんじゃないですか。これは企画庁に伺います。

○大來政府委員 ただいま、倍増計画の中で行政投資と呼んでおりますが、公共的な基礎施設に対する投資総額を十六兆二千億程度と見まして、それを土台にいたしました全国総合開発計画の中で一応ブロック別の投資の試算をいたしております。これは参考資料という形で扱つておりますが、その中で近畿圏の割合を道路と港湾と国鉄、治山治水、四つの項目について一応全国に對するパーセンテージを出しておるわけでございますが、これはいわゆるマクロといえますが、大づかみの方式でございますので、今後この法律の成立に従ひまして、近畿圏の本部のほうでも、私もいろいろ御相談を受けて、さらに詳細に御検討をなさるものと考えております。

○阪上委員 公共投資と設備投資に分けてそのパーセンテージを言つてくださいます。

○大來政府委員 民間設備投資については、数字がございせんが、行政投資の——近畿圏といたしましては、これはもちろん福井は北陸に入つております

ので、ややこの法律の地域とは違ふかと思ひますが、道路が一五ないし一九％、港湾が一五ないし一八％、国鉄が一四ないし一四％、治山治水が一四ないし一四％という数字になつておるわけでありませう。

○阪上委員 これでは質問を終わりますが、ぜひひとつ資金の裏づけをもつと真剣になつて考えてください。いままでどういふ法律案が出てきても、実にたよりない、ちつとも進まない、ブロック開発なんかほとんど開店休業のよるな形になつておる。それは結局資金の裏づけというものをあまりにむづらさに考へておられたためだと思ふのでありませう、新産業都市の指定を受ける地域というものが、きわめて望みなきにもあらずだけれども少ないという近畿圏の中において、それにとつてかわるべき近畿圏整備法というものを考へていつたときに、しかもそれは全国総合開発から言へば、福井県の一角が入つておるくらい程度だといふことになれば、非常にきもしい財源でやつていかねばならぬという予測がつくわけでありませう。しかしながら、先ほどからの御答弁によると、政府も開発同様に取上げていくといふ考へ方が出ておりますから、要は誠意の示し方といひますが、結局は資金の裏づけだと思ひますが、これにもつと計画的に取り組んでいただかないと、この程度のものでは、近畿圏もまた開店休業の感じがいたしますので、その点もう少し熱意のある進め方をしたい。このことを申し上げまして私の質問を終わります。

○福永委員長 次は玉置一徳君。
○玉置委員 ただいままでに大体質疑

を尽くされましたので、ごく簡単に質問をしたいと思ひます。

近畿圏整備法案がいわゆる基本法的性格を持つておりますので、内容は、この法案が通つてからというお答へが多いわけでありませうが、従来一番心配されておりました阪神偏重にならないか。これは辻原弘市委員も阪上委員も質問されたわけでありませうが、私は具体的なことでお伺ひしたいのです。都市開発というものは、大阪の人口が過度集中にならないように、予備的にいろいろな拠点を設けるといふお考へだと思ひますが、そうした場合、たとえば滋賀県の江北、京都府の丹波、丹後地方、兵庫県の日本海岸、和歌山、三重の太平洋岸、そういうようなところは一体どういふような開発方式を具体的に考へておるかといふことを、先ほどの趣旨に基づいて質問いたします。

○松永(男)政府委員 正直に申し上げます、まだ具体的な開発計画を立てておるわけではございません。この本部が発足いたしましたら十分検討いたしたいと思ひます。

○玉置委員 正直過ぎて、そういうことをみんなが心配しておるのではないかと、つまり、阪神の整備が主になるのではないかと、これをみんなが心配してはいるわけですが、したがって、具体的な整備計画におきまして、都市の拠点開発、あるいは保全地域、そういうもの以外の——先ほど辻原弘市委員がおっしゃつたように、たとえば農業とか農村の発展というふうなもの、具体的に整備計画の中に織り込まれるのかどうか。

○松永(男)政府委員 織り込まれる予定であります。

○玉置委員 時間の都合もありませんし、先ほどからよく質問がございましたので、私はこれでやめておきます。一番最初から各府県が心配しておりますのは、阪神偏重にならないか、整備法案が首都圏と並んで強力な手を打つていくのには、こういう名目では行けないのではないかと。したがって、定義の条項において「開発」を入れておるとかいろいろな修正を加えてこまめにきたわけでありませうが、いままでどういふ疑点があると思ひますので、今後十分の御配慮をいただきたい、かように思ひます。

第二点は、近畿圏整備本部の組織についてであります。長官の言明によりますと、首都圏の組織が変更されれば将来これも変わり得るのだ、したがって、近畿圏の近畿庁専任の長官といふような場合があるといふように御返答を承つたと思ひますが、この法案においては、非常に強力な整備本部でなければならぬと同時に、各府県が敢然として存在するのでありますから、地方自治を侵すような方向であつてはならない。この二つの意味からは、非常にえたいの知れない今日の八条機関は、運営のよろしきを得ればかえつて妙があるのじゃないか、こう思ふのです。と申しますのは、近畿の各府県が一つずつやりにくい問題を、共同で、もしくは近畿を一体として考へたものを、秩序ある発展を強力に推し進めてもらいたいということでありませうが、具体的な例を申しますと、近畿の各府県が寄りまして、ここ数年いわ

ゆる近畿開発協議会の名前におきまして、かなり具体的な権威ある調査をしておいでになります。こういうものに基ついて、しかも整備本部ができましたら、自分で予算を握るんじゃないか、各省の予算をうまくまとめ上げて、高度な観点からまとめ上げて、地の要望を強力に遂行できるように連絡調整、推進するというのがこの機関の仕事だと私は思ふ。そういう意味では近畿圏長官といふものができるとは、近畿圏といふものができて長官ができていふような形では、現在ございませう。地方自治体にとりて府県の権限を侵すことになるのじゃないかといふことを心配するのですが、こういう点について長官はどう考へておられますか。

○徳安政府委員 地方公共団体の権限を侵すといふような考へ方は毛頭ございませんで、その協力を得ながら実施していくという考へ方でありませう。

また、先ほど前段にお話ございませうが、京阪神偏重になりはしないかといふ御懸念もあるかと思ひます。これはごもつともなごだと思ひます。しかし、先ほどから申し上げましたように、審議会の答申あるいは意見等を尊重して行ないますし、その審議会には、先ほどから申し上げましたように、皆さんの御注意もございまして、地方の広い意見を反映し得るような人選方も、すでに政府も同意しておるわけでございますから、そういう関係においで答申を受け、また、意見を述べられることにつきましては、おそらくはそちら片寄つた、ひんしゆくされるような意見などが出るものではないと私は確信しておるわけでございます。それ

を強く信頼しておるわけでございます。どうかそう御心配にならないように——ただ、ものによりましては、同じ施策を行なう上におきましても事の緩急がございませう。この緩急だけは考へていただきますと、全部が全部公平に一步一步というわけに参らぬこともあろうかと思ひます。それは審議会等に御意見を聞く場合におきまして、やはりその緩急によりまして、差し迫つた問題からこれを先に片づけようという御意見も出てこようかと思ひますが、その点につきましては、私も審議会の意見などを尊重せねばならぬ。政府がみずから何か事を考へて強要するといふような案を出すわけはございませんで、そういう点につきましては、いささかも御心配はないと思ひます。

○玉置委員 地方の協力を仰いでなく、地方の要望に基づいてこれを推進するといふお役所であるとお考へたいでございます。

そこで問題は、地方自治を侵さないといふ点におきまして、二府県以上にまたがる広範にして根幹たる仕事というふうになりたつていただいたわけでありませうが、基本計画において具体的にどういふことをしようと思つておいでになるか、長官はどうか思ひますか、長官はどうか思ひますか、長官はどうか思ひますか。

○松永(男)政府委員 近畿圏の経済基盤の基礎となるような事項というふうなものを、たとえば開発につきましても、水、土地その他の資源という点を選ぶわけでございますが、具体的に申しますと、重要な河川あるいはダムを開発とかいふような問題にならうと思ひます。それから都市の整備開発ある

趣旨の説明を許します。宇野宗佑君。

○宇野委員 たいま御決定になりました近畿圏整備法案に対する附帯決議を提出したいと存じます。まず、附帯決議案文を朗読いたします。

附帯決議案

政府は、本法の運営に当つて、特に次の諸点について特段の考慮を払うべきである。

- 一、整備計画の策定に当つては、地方自治の本旨に則り地方自治体の意見を十分尊重すること。
- 二、京阪神地区の都市整備と外廓地区の地域開発を併行的に促進し、近畿全域にわたる均衡ある発展を図ること。
- 三、国は、整備計画に基づく事業の推進を図るため、事業予算の確保に努めること。
- 四、整備計画に基づく事業の実施に伴う産業の振興に資するため、日本開発銀行地方産業振興資金の活用を努め、要すれば新たに増枠の措置を講ずること。
- 五、事業計画に基づく事業の実施に当つて、必要の場合、国は、国有財産の譲渡につき優遇措置を講ずるよう特別の配慮を行なうこと。

次に、本案の趣旨について、簡単に御説明申し上げます。

初めに、本案作成にあたりましては、近畿圏整備計画及びその促進につきまして、地元関係府県から種々要望がございましたので、それらを多角度より考慮検討して作成いたしましたのであります。

まず、その第一点は、近畿圏整備計画の策定に際し、地方自治体の意見を十分尊重して行なうこととあります。

これは、先ほど修正にもありますように第九條の近畿圏整備計画の立案及び決定に關する規定にかかるとありまして、地方計画を行なう場合は、地方の種々の特殊事情もあり、また、地方自治体単独に行なう計画等もありませんので、地元自治体の意見は十分に聞いて調整をはかり、整備計画の完全を期せうとするものであります。

地元自治体との十分な意見の調整を行なわざる限り、計画実施に際しまして、種々障害が起らないとも限りませんし、そうなりますと、計画そのものが机上の空論になりかねないおそれがあると思われからであります。

第二点は、京阪神地区、いわゆる過密地区の都市整備とその外廓地区の地域開発を並行的に促進させようとするものであります。これは近畿圏がその機能を十分に發揮する上に最も重要なことであります。

すなわち、近畿圏整備法案の目的において、近畿圏の整備に關し総合的な計画策定とその実施の推進により秩序ある発展をはかることを目的とするようたわれておりますように、整備と開発は、そのいずれか一方が先行いたしません。他方がおくれれば秩序ある発展は望まれないからであります。

たとえば過密地区の整備事業を行なうと、一方における開発事業がおくれれば、それらを受け入れる態勢にならななければ、近畿圏としての整備、開発計画は無にひとしいものであります。また逆の場合においてももしかりであります。

あります。このような観点に立ち、過密地区の都市整備と外廓地区の開発計画は並行して促進しなければならぬことは申すまでもありません。

第三は、事業予算の確保であります。が、せつかく、かようなりつぱな趣旨にのつとて本法が制定されても計画のみで終わることのないように、国は事業予算の確保に積極的につとめてその事業の促進に支障のないようにすべきであります。そのことが実現されて初めて質量ともに首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏が生まれるものといえましょう。

第四は、整備計画に基づく事業の実施にあつて、工場等の移転が考えられますが、たとえば過密地域から開発地域へ移転して、そこに新たに工場等を新設する場合、経営等が必要になることは申すまでもありません。さらに、いままでと違つた条件下において経営に当たる場合、当然、種々のむずかしい問題が起つてまいしょう。このような場合、日本開発銀行地方産業振興資金において、それらの産業を対象とした資金の活用手段を講じるならば、本整備計画の促進に寄与すること大なるものがあると信じます。

第五は、事業計画に基づく事業の実施を行なう際、その区域内に国有財産があり、この計画実施にせむともそれが必要な場合であります。本事業の計画実施を、より円滑に行なわしめるために、国はその国有財産の譲渡について優遇措置を講じ、その実施に支障のないように特別の配慮を施すべきであるとしたものであります。

政府当局は、以上の五点について十分考慮し、本決議の目的達成のため、

万全の措置を講ずべきであります。以上、本案の趣旨を簡単に説明いたしました。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○福永委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本決議に對しましては、別に発言の申し出もございませんので、採決いたします。

本決議に賛成の諸君の起立を求めます。

○福永委員長 起立総員。よつて、本決議は可決され、宇野宗佑君提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、徳安総理府総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。徳安総理府総務長官。

○徳安政府委員 附帯決議の御趣旨を尊重するつもりでございます。

○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

河川法案を議題とし審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。久保田円次君。

○久保田(円)委員 昨日、現行河川法と新河川法におきましての改正の事由をお尋ねしたわけでありましたけれども、この問題につきましては、全国的に見た高度の視野から、どうしても新河川法でいくことが最も理想的である、私としては、大臣の答弁に對しまして、まだ納得のいくところまでにはいきません。しかしながら、そのうちに大臣も見えられますので、そのときに譲ることにはいたしまして、河川局長にお尋ねしたいことは、まず第一点として、いままで知事が管理権、水利権を持つておりました、地元の住民とは直接よく接しておるわけであり、これが国に一応引き上げられた後におきまして、おそらく陳情政治が相当行なわれるのじゃないか、こつういふふうな点を心配するものであります。この点に對しまして、局長のほうから、何かこの問題に對しまして、あらかじめ用意しておるところがあらばお聞かせ願ひたい、かように考へております。

○山内(一郎)政府委員 従来知事さんが管理権を持つてやつておられました。が、新しい河川法案では、一級河川は原則的に建設大臣、二級河川は都道府県知事、こつういふ原則でございます。

○福永委員長 速記を始めてください。

この際、午後三時まで休憩いたします。午後二時二十三分休憩。午後四時二十一分開議。

したい、こういうふうに考えておりました、こういうふうに考えておりました。

なお、河川から生ずる収入の基準の問題、これもいろいろ県によって、あるいは川によって違っておりますが、その違つた点も十分考慮いたしまして、基準というものを政令できめる、こういうことになっております。その基準によつて知事のほうはその河川から生ずる料金というものを徴収する、こういうたてまえでございます。

○久保田(田)委員　そこいろいろ国のほうでもつてきめると問題になってくるのは、たとえ同じ農業用水においても、要するに水田地帯と水源の地帯とは違つておきます。そういう心配が出てくるんじゃないか。これは大臣にも聞いておきたいと思つてます。それというの、たとえば農業用水について基準をきめるとき、全国的に見た場合、要するに平均してやつてしまふのか。これは各地区ごとにやはり知事のほうに委任したならばいいのじゃないかというぐあいに私は考へるのですが、その点はどうですか。

○山内(一)政府委員　ただいまの点は政令できめるのでございますが、それは地区別にいろいろ地方的なことを十分に考慮してきめたい、こういうふうに考へておられます。

○福永委員長　久保田君、なるべく簡潔に願います。

○河野国務大臣　だんだんお話を承つておりました御疑問の点があるようでありまして、申し上げるまでもなく、われわれは一応そういう方針でやろうということをおきめておられますが、しかし、委員の皆さんによい御意見があらますれば、その御意見を十分承りまし

て、いよいよ政令を決定いたしますときには、十分御意見を拝聴した上でその政令を最も地方の実情に合うよう決定して運用したいということでございます。基本的なものは河川法でございますが、御承知のように川はみな事情が違います。自分のことを申し上げて恐縮ですが、私の県のごときは、もう川という川は全部砂利川であります。砂利の採取はおそらく関東でも一番多いほうじゃないかと思つております。しかも非常に砂利を販売して取り過ぎてどうにもならない。県のほうでも、いまのままでは取り締まりがつかないから、建設省でやつてもらふよりしかたがないというふうな実情にあるところも実はあるわけでありまして、これは私はケース・バイ・ケースでやらなければならぬかと思つております。ところが、したがって、幅広に決定しておきまして、その中からよく実情を承つてやるということだらうと思つておられます。

また、水利権の問題につきましても、いろいろ御心配の点もあるようであります。しかし、それらにつきましても、いずれもケース・バイ・ケースでまいりませんと、従来の慣行もございまして、地方によつていろいろ違つております。そういうものを一つの法律で縛る、一つの法律でどうするということには、なかなかむずかしい問題であります。従来は、とかくそういう点に触れずに河川法がルーズになっておりましたので、運用上自由になつておつたわけ、そこにいろいろ問題が起るといふこともありますので、これらにつきましましては、十分委員の皆さんの御意

見を承つて、運用の際には、地方の実情に合うように運用したいということにいたしたいと思つておられます。十分承つてやりたいと思つておられます。したがって、いまここで申し上げます話、少しかた過ぎるというふうなことで御不満があるかもしれませんが、私もといたしましては、これから御審議にあつて委員の皆さんから御意見の出ますところを十分承つて、それを参考にした上で、政令等できいよいよ最終的にきめる際には十分考慮いたしたい、こう考へておられますので、どうか御了承いただきたいと思つておられます。

○久保田(田)委員　大臣のおからも非常に忙しいので、三、四点を集約しまして、どうしてもお伺いしておかなければならぬ問題があると思つて、この点を御答弁願いたいと思つておられます。

それは、結論としましては、水を高度に利用するということは、やはり豊水期においてためた水を使うというふうにはないと思つておられます。そこで、ダム建設問題が非常に大きく取り上げられる問題であります。また、たまたま一例をとつてみますと、群馬県におきまして、下久保ダムが、多目的ダムでありますけれども、めでたく調印をされたわけですが、なぜそれがうまくいったかという、県の議会におきましてもダム対策特別委員会というふうなものも設けて、住民と非常に密接に話し合つて、これが一つのキー・ポイントになつておつたと思つておられます。これに對しまして早くやろうといふのは、何といつても補償の問題が重点になります。ダムに對しましての補償、これは補償を受ける身になつて

みると私はわかると思つておられます。たとえ自分の部落全体のもが水没してしまふ。それから自分の将来の生活に對する不安というものが、それから再生活する上におきまして、自分の行く場所がないために補償金によつて商売を変えてくる、こういうふうな問題がござらう。ところが、なかなか容易でない。そういうふうな点に對しまして、たまたま昭和三十三年の六月二十九日に公共用地の取得に伴つて損失補償基準要綱と施行に對しての閣議了解事項として次のようなことがいわれておられるわけでありまふ。従来一部において行なわれてきたいわゆる精神損失に對する補償、それには對しましては協力奨励金をやるか、あるいはその他不明確な名目による、補償というものは行なわれないというぐあいに、閣議了解に對して出ておられるわけですが、この問題を私どもは非常に心配するわけでありまふけれども、いままでも県においてはいろいろダムをつくる上におきましても、これは一つの例でありまふが、いま蘭原ダムをつくつておられるわけですが、ところが、基準の補償でいきますと、一戸当たり百萬元以下というものが六十四戸あるうちで二十戸もあるわけですが、四十戸が二百萬元以下、それではなかなか容易ではない。そういうふうな点を考へたときに、こういうふうな問題を閣議了解事項なんだからもうだめなんだ。あるいは水没者も同じことだ。そのほか公共用地の取得に對する問題としては、公共事業の道路だの何かの問題がございまして、こういうふうなもの全部一様に取り扱つていくと、問題がなかなかあつておられます。したがって、補償問題で行き詰まる問題

が出てくるんではないかというぐあいに考へます。問題はプラスアルファに對しましての思いやりのある今後の国のほうとしての考へ方です。これを一点開かしていただきたい、こう考へます。

○河野国務大臣　御承知のとおり、いまお述べになりましたような例もあるように聞いておられます。ところが、全然その反對に、基準がありませんため、全国各地で、最近の傾向といたしましては、補償がどんどん上がつていく。そして一方に非常に有利な――ダム等の場合にこれだけの補償をどこでやつておられる、こういう名目でどういふふうに出るおられるというふうなものをだんだん積み重ねますと、当然利用すべき水が利用できなくなる。その補償料のために、積み上げられて水の利用ができなくなるというふうな場合も起る。そういう傾向にあるわけでありまふ。そういうために一つの基準を置いてやらなければならぬのじゃないかというふうなことで、いまお述べになりましたような例のところについては、どう扱つかというところは例外として、そしてそこにダムをつくるのが適当でないとかあるとかがいふふうなことになる場合も実はあるだらうと思つておられます。

したがって、いま土地もない、建物もない、財産もない、ただちががあるだけで、出かせぎしてまわりでござりをしておるといふような人で何も補償をするものがないというときに、計算したときには、百万円以下ではないか、二百万円以下ではないかというものが出てきたときに、のけというものはひどいじゃないかという例も出てくると思つておられます。したがって、そういうものを処分

します場合に非常にむずかしいことになると思いますが、さればといつて従来のように、いろいろの名目で積み上げてまいりますと、一方においてさらに高くなつてしまつて、今度は当然でざる場所もできなくなる。はなはだし例になつて、立ちのき料をもちつてこの次はあそこダムができたらだといふところに行つて居るかまえておられる人があつた。笑話のようでありますが、事実あるのです。建設省でダムをつくる予定で調査を始めたといふときに、こつちで補償をもらつた人が向こうに行つてまたうちを建てて住むといふ、非常にばかばかしいような悪例もあるわけでございます。したがうして、なかなかむずかしい問題でございます。一応、政府といつたしましては、いまお述べになりました非常に不合理じゃないか、おかしいけれども、しかし、一応準則を定めておいて、これだけのものを計算して、そして補償金を計算したらどうなる、できるかできないか、また例外についてはどうする、例外として別途考究する場合には考究する、一応はこうするといふことで準則を定めたわけでありませう。実は私もわからぬことではございませんが、いづれをとるかといへば、やはり政府で仕事をいたします場合には、一応基準を定め、その基準によつて計算をしまつてまいらせんと——これは一般のダムでございますからそういう例がございましたけれども、ほかのこれから国土建設をしまつても、都市計画につきましても、いづれもそういう問題が起つて、立ちのき

であつちへ行け、こつちへ行けといふことがあるわけでございます。したがうして、政府といたしましては、一応の基準をもつてすべてのものを合理的に進めていくことが考へ方としてはいいのではないかと考へて、こつちで閣議了解をいたしたわけでございます。また、そのようなものには、もちろん例外があるべきものだと思つて、例外については例外として考へるということにいたしませんと、いま申し上げましたように、だんだん悪例が積み上げられていくことになりまふので、そういうことで御了承をいただきたいと思つておられます。

○久保田(円)委員 これは次に質問する中に入るわけですが、一応神戸ダムという問題が取り上げられておるわけですが、したがつて、これをやるかやらないかといふことは、今後お伺ひしたいと思つておられます。やはりいま大臣の言われたように、水没者については、とにかくいろいろ条件もありまふから、例外をこれは一応取り上げてくださるうちに、この機会にお願ひ申しておく次第でございます。

さて、そこで先ほど申し上げました神戸ダムの建設問題でございますが、たまたま群馬県は御承知のように水源県でございますので、この河川法の改正につきましては、県民が非常に関心を持つておるわけですが、そこで管理権が国に移ることになると、末端にいくにつくつてしまふんではないかといふふうな不安があるわけですが、これは確かであるために、どうしてもこの点を明らかにしておいていただきたいといふこと。その第一点といたしましては、沼田ダムというものがあつた。これは非常によく世論に出ておりました。この沼田ダムはできるんだ、押えられるんだといふことも強く取り上げられておるわけですが、したがつて、沼田ダム建設につきましても、一体建設の意思があるのかどうか。同時に、こつちで沼田ダムができるということになると、二千五百戸も水没されるわけですが、御承知のように沼田市がほとんど水没されてしまふ。そういうふうな状態になつておりますので、こつちの点をお聞かせ願ひたいことが一点。

それからいま一点は、神戸ダムの建設についての内容につきましての御計画があると思つたならば、これは河川局長を通して御答弁なすつてもけっこうでございます。

それからいま一つお聞きしたいのは、時間の関係もありますからちよつと急ぎますけれども、吾妻川、死の川といわれておる。それは草津温泉から鉱毒水が流れて、泉といたしましては、そのための中和施設をつくりまして、これを清水にする。来年度からこれが実施されるという段階になつておるわけですが、そのための一カ年の費用といふものは約六千万円ばかりかかるわけですが、こつちでいふふうなものにつくしましては、河川法六十三条に、河川の工事その他の管理によつて、地元の都道府県以外の都道府県が著しく利益を受けた場合、その地元府県が負担する費用の一部を、利益を受ける他の府県に受益の限度において負担させることができる旨規定してあるわけですが、これが適用されるかどうか。これは大臣から、さらに局長を通して

御答弁させてもけっこうでございます。事務的の問題となると思つたので。

○河野國務大臣 私からお答えいたします。

沼田ダムにつきましては、各方面にいろいろ御意見がありますので、建設省としては一応の調査はいたしてあります。調査はいたしてありますが、何ぶんいまお話しのとおり、水没家屋が非常に多いとか、補償をしなければならぬものが非常に金額がかさむといふようなことで、取捨いづれをとるべきかといふような点につきまして結論は出ておりません。したがつて、具体的にいつ着工するか、やるかやらないかといふようなことは全然決定しておりません。したがつて、いまこつちで近い将来絶対やらぬでしようという答弁もできませんが、やるという予定になつていないといふことは明瞭にお答えできるかと思つておられます。その簡単なものではございませんが、お尋ねのことでは、やれぬでしよう。お尋ねのことでは、それから、神戸ダムについては事務当局からお答えいたさせます。

それから、いまの川の問題ですが、こつちでいふものは、従来予定しておつたものを、予定を變えるという意思はございません。したがつて、いま群馬県で計画をされまして、おそらく年々六千万円かかる、その半分の三千万円は国が出すんだといふことで群馬県が計画されたその計画を、河川法を制定したからといつて計画を變えるつもりはございません。従来のご予定どおり、計画のとおり、それはそのまま続けていくといふことで御了承願つたらいいんじゃないかと思つておられます。

○山内(一)政府委員 神戸ダムの計画でございますが、三十三年度から調査を実施いたしてあります。本年も調査をやる予定でございますが、現在やつておられますのは水利、地形、地質調査、こつちでいふ程度でございます。したがつて、現在のダムの計画は、概略ではあります。これは洪水調節を目的とする、これが第一点でございますが、なお、かんがい用水、上水道用水、工業用水といふようなものをこのダムから生み出したい、こつちで考へていま進んでおられます。したがつて、高さの問題あるいは貯水容量はどのくらいであるか、この点はさらに調査を進めた上明確にしたい、こつちで考へておられます。現在の段階はこの程度でございます。

吾妻の総合開発事業は、これも補助事業として現在群馬県で仕事をやつておられますが、この受益者の負担金の問題、これは現在でも法律には明確にはございませんが、やつておられます。それはどういふ点でやることになつておるかといふと、酸性の水が中和されたその水を使う発電所が下流にござります。東電の発電所でございますが、中和する費用が、たまたま久保田先生が言われましたように相当な金がかかります。毎年といふか毎日かかるわけでございますが、その管理費といふものは、管理費の大部分は東電のほうに持たせる、こつちでいふことで現在も進みつつある段階でございます。新しい河川法ではさらにこれを明確に条文に入れた、こつちでいふことでございます。

○久保田(円)委員 いまの吾妻川の問題につきましては、もちろんこれが受益するところは他府県、こつちでいふ問題

第一類第十二号 建設委員会議録第二十三号 昭和三十八年六月十四日

になつておりますので、この点は他府県のいわゆる負担につきましても、国のほうといたしまして、何といひますか、一つのあつせんとも申しますか、こちらの点は、この法律に照らしていろいろ善処していただきたい。これが一点です。

それから、大臣にお願いするのは、いまの神戸ダムの問題につきましては、その例外の措置をやつていただくことによつて——あつこの地区が非常に複雑しておる、私はよく知つてゐるわけですから、たとえば石屋さんというふうなものがあつて非常にむづかしい地域でありますから、着手するときに大切でありますから、こちらの点をひとつ十分取り上げていただきたい、こういうことを要望する次第であります。

○福永委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

ただいま議題となつております河川法案につきまして、地方行政委員会から連合審査会開会の申し入れを受けましたので、これを受諾し、連合審査会を開くことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、開会の日時等に関しましては、地方行政委員長と協議の上、決定したいと存じますので、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○福永委員長 なお、本案審査のため参考人を招致し、意見を聴取いたしましたこと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、参考人の人選、開会の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

次会は来たる六月十八日火曜日、午前十時より理事会、同十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

〔参照〕

近畿圏整備法案（内閣提出第一四七号）に関する報告書